

公益財団法人やわた市民文化事業団企画委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人やわた市民文化事業団(以下「この法人」という。)定款(以下「定款」という。)第46条の規定に基づき設置される企画委員会(以下「委員会」という。)の任務、構成並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、この法人が行う公益目的事業1の「市民文化振興事業」(以下「公益事業」という。)の選定を任務とする。

(公益事業選定基準等)

第3条 委員会は、この法人が行う公益事業について、定款第3条(目的)及び第4条(事業)の主旨を踏まえ、以下の事項を基準として選定し、理事長に報告する。

(1) 基本的選定基準

- 舞台芸術の公演や展示事業等を媒体として市民文化の振興に寄与するもの
- 地域における市民や団体の芸術・文化活動の促進に繋がるもの
- 市民が舞台芸術等に参加して創造できるもの
- 幼少期から鑑賞・体験を通して情操教育に有効と認められるもの
- 社会世論上、高度な芸術性を有し、公開することが有益と認められるもの

2 公益事業とする舞台芸術公演に関する各ジャンル別の具体的な公演内容は、下記各号を基本とする。

- (1) 音楽 クラシック、ポピュラー、邦楽、ニューミュージック
- (2) 演劇 オペラ、現代劇、人形劇、ミュージカル
- (3) 舞踊 クラシックバレエ、モダンバレエ、ダンス、日本舞踊
- (4) 伝統芸能 狂言、落語、能、文楽、歌舞伎、太鼓その他伝統芸能

3 第1項に定める基準のほか、上映する映画作品の選定については、下記各号の事項を考慮のうえ選定する。

- (1) 人格形成に良好な影響を与える内容と認められる作品
- (2) 教養を高める内容と認められる作品
- (3) 芸術的な価値が認められる作品

(委員)

第4条 委員は、学識経験者等のうちから理事会の議決により、理事長が委嘱する。

2 委員会の委員は、10名以内とする。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の報酬は1人1回当たり13,200円(4時間未満の場合は半額)とし、支給方法は、会議開催の都度現金又は銀行振込で支給する。ただし、この法人の使用人等を兼務する

役員等には報酬を支給しない。

(委員長)

第5条 委員会には委員長1名を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 各委員会の議事のうち、公益目的事業の選定等議決が必要なときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(公益事業選定後の取扱い)

第7条 理事長は、第3条第1項によりこの法人が行う公益事業選定の報告が提出されたときは、予算状況等を考慮のうえ、理事会に事業計画の提案(変更を含む。)を行う。

(議事録)

第8条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(管理)

第9条 この委員会に関する事務の統括は、八幡市文化センター館長及び松花堂庭園・美術館館長が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人やわた市民文化事業団の設立登記の日からの施行する。